

守口市立図書館

生涯学習フロア（3階・4階）

利用の手引き



目次

守口市立図書館とは

生涯学習フロアの紹介

生涯学習フロア（3階・4階）施設配置図・施設紹介

生涯学習フロアの貸室を利用するには

1. 利用者登録

利用者登録のながれ

利用者登録時の注意事項

2. 利用申込み

利用申込み受付期間

利用申込み時の注意事項

仮予約後の手続き・料金の支払いについて

3. 貸室の利用

利用者登録から貸室利用までの流れ

4. 利用時間・利用料金について

貸室の利用時間について

最大の申込み数・継続利用について

貸室の利用料金について

備品の利用料金について

加算利用料金

利用料の減免について

5. 予約のキャンセル

予約の取消しについて

利用料の還付について

6. その他の注意点

利用時間の延長

ホール利用時の注意事項

ご利用に当たっての注意事項

利用の制限

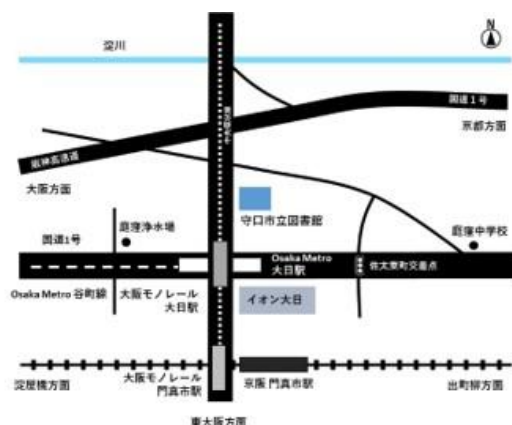
守口市立図書館とは

市立図書館としての図書サービスの充実と市民の方の活動を支援する場や機会を提供することにより、様々な側面から生涯学習を支援して参ります。

市民の方が、主体的に「集い・学び・交流する」図書館として、多くの市民の方に活用していただける施設を目指します。

〒570-0003

守口市大日町 2 丁目 14 番 10 号



生涯学習フロア連絡先

電話 06-6115-5475

FAX 06-6115-5478

図書館連絡先

電話 06-6905-3921

FAX 06-4304-4320

大阪メトロ谷町線 大日駅より徒歩約 3 分 (北へ 200m)

※駐車場の駐車台数には限りがございます。

公共交通機関のご利用にご協力ください。

○開館時間

9:00～21:00

○休館日

毎週火曜日 (祝日に当たる場合は、その翌日)

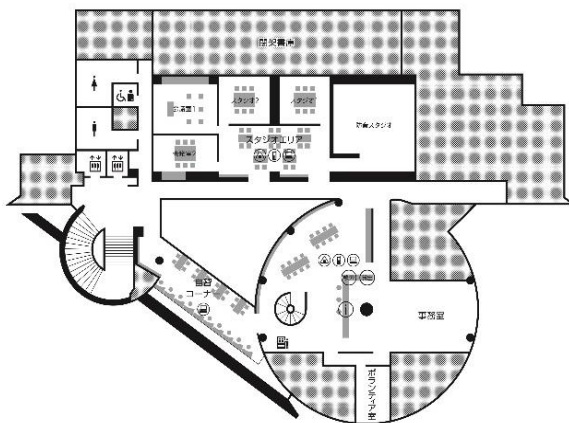
年末・年始 12月29日～1月3日

図書館資料整理期間 (年1回2週間以内)

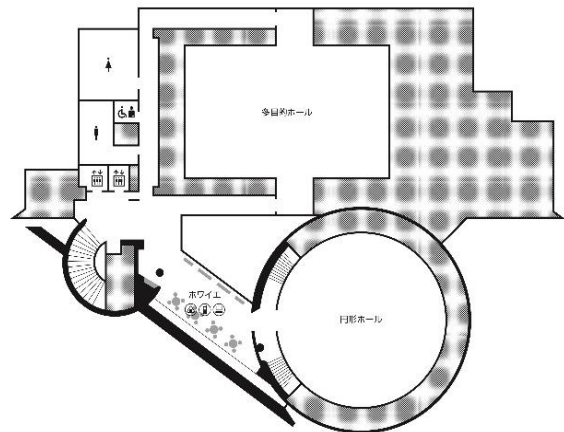
生涯学習フロアの紹介

生涯学習フロア（3階・4階） 施設配置図



3階




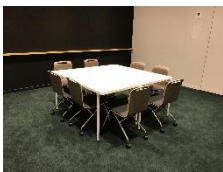


4階



施設紹介

階数	施設	縦×横 (mm)	定員 (名)	部屋の概要・利用上の注意
3階	会議室 1 	6,820 × 4,940	16	少人数のサークル活動・研修・会議・講習会などに適したお部屋です。 会議室 1 には流しを備えています。 中央の可動壁を開けることにより、2 部屋繋げて同時にご利用いただくことも可能です。 ・ 飲食可能のお部屋となります。 ・ 運動や大きな音が出る作業等でのご利用はご遠慮願います。
	会議室 2 	6,820 × 3,680	12	

守口市立図書館 生涯学習フロア 利用の手引き

階数	施設	縦×横 (mm)	定員 (名)	部屋の概要・利用上の注意
3 階	スタジオ1 	4,560 × 5,170	12	壁面にピクチャーレールを設置、絵画展などの展示室としてもご利用いただけます。少人数のサークル活動・研修・会議・講習会などにも適しています。室内は、小さなお子様連れの活動や絵本の読み聞かせなどにも活用していただけます。 ・運動や大きな音が出る作業等でのご利用はご遠慮願います。 ・食事についてはスタジオ前のフリースペースをご利用ください。
	スタジオ2 	4,560 × 5,170	12	
	防音スタジオ 	7,950 × 8,350	30	ダンス・楽器・コーラスの練習など、個人でも団体でもご利用いただけます。室内にはシンセサイザー等(有料)を備え付けています。 ・室内ではスリッパをご利用ください。 ・施設の構造上、振動・音漏れが大きい場合、利用をご遠慮いただいております。 ・食事についてはスタジオ前のフリースペースをご利用ください。
4 階	多目的ホール 	21,700 × 13,860 (舞台含む)	273	基本は平土間仕様ですが、可動式の客席・舞台を使用し、音楽会・講演会・展示会など多様な活動にご利用いただけます。 ・可動式の客席(209席)や舞台、音響、照明設備を使用したイベントについては、1カ月前までにホール担当者との打ち合わせをお願いしております。 ・44㎡の楽屋を備えております。
	円形ホール 	直径 17,100	150	円形の形が特徴的なホール。前方に大型スクリーンを設置しており、大画面で映像を投影できます。 映画上映会・絵本の読み聞かせや朗読会・舞踊など多様な活動にご利用いただけます。 ・特殊な演出効果を伴うイベント等については、1カ月前までにホール担当者との打ち合わせをお願いしております。
	ホワイエ 	—	—	ホール利用時の受付や休憩スペースとしてご利用いただけます。 ホール利用が無い場合は、安全管理上の観点から閉鎖させていただきます。

※机や椅子の配置等によるご利用の内容により、適正人数は異なります。

生涯学習フロアの貸室を利用するには

1. 利用者登録

施設を初めて利用される方（個人・団体ともに）は、守口市公共施設予約システムへの利用者登録が必要です。利用者登録を完了させることにより、3階事務所窓口での貸室の予約・インターネット（守口市公共施設予約システム）上での市内各施設の貸室の仮予約が可能となります（一部インターネット上では予約が出来ない施設もございます）。

利用者登録の流れ

- ①『守口市立図書館 利用者登録依頼書』に必要事項を記入の上、3階事務所窓口へ提出してください。
 - ・記載内容や利用内容を確認させていただきます。
 - ・利用内容によっては、内容確認のため登録にお日にちをいただく場合もございます。
- ②事務所スタッフが守口市公共施設予約システムに必要事項を登録します。
 - ・登録の際には、**免許証、健康保険証等の本人確認書類の提示**が必要です。
 - ・市内に在職・在学として登録を行う場合は、社員証・学生証等をご持参ください。
- ③利用者 ID（登録番号）の記載された『利用者登録通知書』をお渡しします。
 - ・ご自身で守口市公共施設予約システムにログインし、パスワードを設定してください。

利用者登録時の注意事項

※守口市公共施設予約システムでは、利用者登録の内容の一部を事前に自身で入力できる利用者事前登録が可能となっております。ただし、利用者事前登録を行われた場合も、3階事務所窓口への『守口市立図書館 利用者登録依頼書』の提出をお願いいたします。

※代表者や連絡先等、登録情報に変更があった場合は『守口市立図書館 利用者登録変更届出書』を3階事務所窓口へ提出してください。

※施設やシステムの最終利用日から2年経過すると、登録情報は自動的に削除されます。

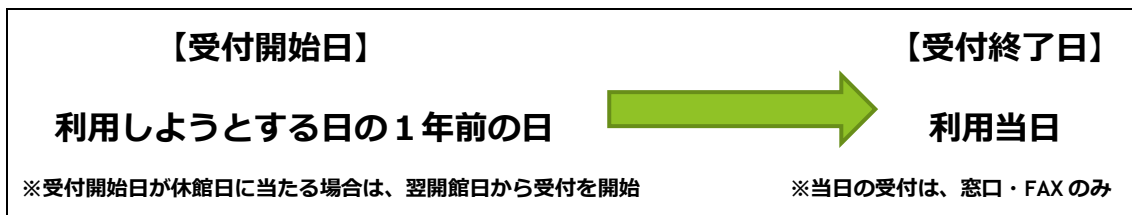
※利用者登録の申請内容に不備がある場合や、同一の個人や団体が複数のIDを申請するなどの不正が認められた場合は、利用者登録の取り消しを行う場合がございます。

2. 利用申込み

利用者登録が完了した方は、3階事務所窓口・FAX・インターネット（守口市公共施設予約システム）で貸室の利用申込みが可能となります。

※FAX・インターネット（守口市公共施設予約システム）では仮予約のみ可能です。

利用申込み受付期間



○すべての貸室は、**利用しようとする日の1年前の日**（利用日前年の同月同日）から申込み受付を開始します。

例：2021年1月23日（土）の部屋を申し込みたい場合。
2020年1月23日（木）から申込みが可能。

○1年前の日が休館日に当たる場合は、その日後において、申込み受付開始日に最も近い休館日以外の日が受付開始日となります。

例：2021年1月28日（木）の部屋を申し込みたい場合。
2020年1月29日（水）から申込みが可能。※2020年1月28日（火）は休館日

○当日であっても、空きがあれば3階事務所窓口・FAXで利用申込みが可能です。

インターネットの申込み受付は、利用日の前日までです。

利用しようとする日を1年前の日に申込みの場合のみ、窓口・FAXの受付を優先いたします。

	利用しようとする日を1年前の日に申込みの場合のみ	通常の申込み
窓口	9:00～9:15 申込み希望をお伺いいたします。 9:15 時点で申込み希望が重複した場合は抽選 ※申込み順番を抽選し、申込みを受付いたします。	9:00～20:45 先着順で受付
FAX	9:30～FAXでの仮予約受付開始（先着順） ※必ず所定の『利用許可申請書』をFAXしてください。 到着確認の連絡をもって受付完了といたします。	
インターネット (予約システム)	10:00～予約システム上で仮予約受付開始（先着順） ※多目的ホール・円形ホールの予約は窓口・FAXのみとなります。	前日まで先着順で受付 随時メンテナンス有り

利用申込み時の注意事項

- ※市主催の事業や施設の保守点検等により、受付開始日にお申込みいただいても受付できない場合もございます。ご了承ください。
- ※多目的ホール・円形ホールについては、利用内容の確認が必須のため、申込み受付を窓口・FAXに限らせていただきます。FAXでお申し込みの際は、送付後に到着確認のお電話をお願いいたします。到着確認のお電話をもって受付完了といたします。
- ※利用時間には、準備時間や観客の入退場時間、後片付けの時間等も含まれます。利用後は貸室を原状復帰してお返しいただきますので、清掃の時間を設けるなど時間配分をお考えのうえ、お申込みをお願いいたします。
- ※施設の申込みの際に利用を希望される附属設備・備品についても併せてお申込みください。
- ※予約済み施設のキャンセル待ちは行っておりません。あしからずご了承ください。

仮予約後の手続き・料金の支払いについて

施設を仮予約された方は、**仮予約を行った日から起算して10日以内**に、3階事務所窓口にお越しいただき『守口市立図書館 利用許可申請書』をご提出のうえ、施設の利用料を前納してください。許可印を押印した『施設利用料等領収書（許可書）』のお渡しをもって利用の承認とさせていただきます。

※仮予約から10日間を過ぎてご来館が無い場合、仮予約は取り消されます。

お支払いの受付は、現金のみとなります。

- ※窓口受付時間は、9：00～20：45です。受付時間内にお越しください。
- ※ホールの附属設備利用料等については、お打合せの際に見積書を発行し、利用当日に利用内容に即した金額を請求いたします。利用終了までに3階事務所窓口にて現金でお支払いください。
- ※利用日まで10日を切る予約については、窓口・FAX・インターネットともに、ご利用を前提として、本予約として受付いたします。ご利用をキャンセルされる場合は、守口市立図書館条例施行規則に則った還付割合が適用となります。**

3. 貸室の利用

貸室をご利用の際は、3階事務所窓口にて許可印押印済みの『施設利用料等領収書（許可書）』をご提示ください。（ご利用中は、『施設利用料等領収書（許可書）』をお手元にお持ちください。）利用時間は、鍵のお渡しからご返却までの時間となります。

すべての利用者様が気持ちよく利用できるよう、時間厳守の徹底をお願いいたします。ただし、ホールにつきましては『施設利用料等領収書（許可書）』を確認後、スタッフが鍵の開錠を行います。

利用後は、貸室の原状復帰にご協力ください。また、忘れ物が無いようご確認ください。

お帰り際には、3階事務所までお声がけをお願いいたします。

利用者登録から貸室利用までの流れ



4. 利用時間・利用料金について

貸室の利用時間について

○貸室は、開館時間中 9:00～21:00 の時間内 1 時間単位 でご利用可能です。

最大の申込み数・継続利用について

○一度に申込みする仮予約件数は 8 件 です。

○一つの貸室を同じ目的・内容で連続して 1 週間以上ご利用される場合はご相談ください。

貸室の利用料金について

(本市の区域内に居住し、在職し、又は在学する方が使用する場合の基本料金)

貸室	広さ (㎡)	定員 (人)	料金 (1 時間単価・税込)
会議室 1	33	16	400 円
会議室 2	25	12	300 円
スタジオ 1	23	12	300 円
スタジオ 2	23	12	300 円
防音スタジオ	66	30	600 円
多目的ホール	300	273	3,000 円
円形ホール	206	150	2,100 円

利用時間 × 1 時間単価の料金 = 利用料金となります。

例：市内在住の方が 9:00～11:00 (2 時間) 防音スタジオをご利用された場合。

利用時間	単価	利用料金
2 時間	× 600 円	= 1,200 円

備品の利用料金について

利用可能な施設	品名	単位 (1回につき)	利用料 (税込)
多目的ホール	ボーダーライト	1列	500円
	サスペンションライト	1列	1,600円
	アッパーホリゾンライト	1列	500円
	ロアーホリゾンライト	1列	700円
	客席ライト	1列	2,400円
	スポットライト	1台	200円
	カッタースポットライト	1台	300円
	ピンスポットライト	1台	2,400円
	音響反射板	1式	1,000円
	拡声装置	1式	5,000円
	ステージスピーカー	1式	1,000円
	フロアモニタースピーカー	1式	300円
	跳ね返りスピーカー	1式	1,000円
	ステージフロントスピーカー	1式	1,000円
	コンデンサーマイクロホン	1本	500円
	ダイナミックマイクロホン	1本	500円
	アナウンス用マイクロホン	1本	500円
	3点吊りマイクロホン	1本	1,800円
	ワイヤレスマイクロホン (ハンドタイプ)	1本	500円
	ワイヤレスマイクロホン (ピンタイプ)	1本	500円
多目的ホール ・円形ホール 【共用備品】	演台	1台	500円
	花台及び花瓶	1式	300円
	置き台	1台	200円
	金屏風	1双	2,500円
	指揮者台 (+指揮者譜面台)	1台	300円
	譜面台	1台	300円
	緋毛氈	1枚	200円
	グランドピアノ YAMAHA CF3	1台	7,000円
円形ホール	拡声装置	1式	1,000円
	プロジェクター	1台	1,000円
防音スタジオ	拡声装置	1式	1,000円
	電子ドラムセット	1式	300円
	ギターアンプ	1台	200円
	ベースギターアンプ	1台	200円
	シンセサイザー	1台	200円
各室共用備品	拡声装置 (移動式) ※1	1式	1,000円
	プロジェクター (移動式) ※2	1台	1,000円

単位の「1回」とは、1日を限度として、貸出しを受けた当日において連続して使用する場合を指します。

※1 多目的ホール・円形ホール・防音スタジオ共用備品、※2 全室共用備品。備品のみでの利用はできません。

加算利用料金

市外の方（本市の区域内に居住し、在職し、又は在学する方以外）や営利を目的として貸室を利用する場合は、以下料金が適用となります。

該当するケース	適用される料金
市外の方が貸室を利用する場合	基本料金の 1.5 倍
市内の方が <u>営利目的</u> で貸室を利用する場合	基本料金の 1.5 倍
市外の方が <u>営利目的</u> で貸室を利用する場合	基本料金の 3 倍

【営利目的に該当する利用】

- 株式会社・有限会社、個人事業主等の営利を目的とする団体・個人の利用
- 入場料や参加費等で利益を得ることを目的とした利用
- 物品や商品の宣伝・販売、有償サービスの提供を含む利用
- 受講料を徴収する、受講生を募集することを目的とした利用

利用料金の減免について

以下に該当する市民、および団体が施設を利用する場合、施設利用料・附属設備利用料が減免となります。

利用料の減免、又は免除を受けようとする場合は、『守口市立図書館 利用料減免申請書』に必要書類を添えて、3階事務所窓口へ提出してください。

該当する市民等・団体	減免額等
市内に居住し、又は在学する幼児、児童及び中学校等に在学する生徒の利用が5割以上のとき	5割減免
身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている市民等が利用するとき	
本市の区域内に活動の拠点を有する、読み聞かせボランティア団体がその活動のために利用するとき	

5. 予約のキャンセル

予約の取消しについて

申込みされた予約を取消すには『守口市立図書館 利用中止申請書』を3階事務所窓口まで提出してください。

利用中止申請を行うことにより、以下のとおり既納の施設利用料を還付いたします。

予約取り消しの時期	還付の割合
利用しようとする日の 3か月前 までに 利用中止申請を行った場合	既納の施設利用料の 8割
利用しようとする日の 1か月前 までに 利用中止申請を行った場合	既納の施設利用料の 6割
利用しようとする日の 1週間前 までに 利用中止申請を行った場合	既納の施設利用料の 4割

※附属設備、その他器具備品に係る利用料については、全額を還付いたします。

※天災等、その他利用者の責めに帰さない理由により、施設が利用できない場合は、施設利用料の全額を還付いたします。

利用料金の還付について

施設利用料の還付を受ける場合は、還付対象の予約の『施設利用料等領収書（許可書）』『申請者の印鑑』をご持参のうえ、3階事務所窓口にお申し出ください。

内容確認後、以下必要書類の作成・提出をもって既納の施設利用料を還付いたします。

- ・ 利用料還付申請書
- ・ 利用料還付金受領書

6. その他の注意点

利用時間の延長

貸室の利用延長を希望される場合は、速やかに3階事務所窓口にて手続きを行い、所定の利用料金をお支払いください。

貸室の予約状況によっては、利用の延長ができない場合もございます。

ホール利用時の注意事項

※利用時間には、準備や撤収の時間も含まれます。利用の前後に1時間程度余裕を持って施設の予約を行ってください。

※多目的ホール、円形ホールのご利用において、音響・照明設備の基本設定以外の操作を希望される場合は、操作に係る追加人件費を頂戴いたします。

(利用者様ご自身で舞台操作技術者を手配された際も、当館の技術者立会費が発生する場合がございます。)

※グランドピアノの調律を希望される場合は、技術者(有料)の派遣が必要となります。

施設の利用申込み時にご相談ください。

(技術者派遣依頼は、本番1カ月前までをお願いします。)

ご利用にあたっての注意事項

※施設のご利用に際し、以下の点にご注意ください。

- ・施設の定員以上の利用はできません。
- ・利用後は清掃を行い、椅子・机等のレイアウトを利用前の状態に戻してください。
- ・利用時に発生したゴミは、お持ち帰りください。
- ・施設や備品等を破損、損傷された場合は、弁償していただく場合もございます。
- ・敷地内で勧誘行為を行うことはできません。
- ・専ら営利を目的とし、物品販売・サービス提供・契約を行うための施設利用はできません。
- ・許可なく物品の販売や入場料の徴収、金品の寄付の募集を行うことはできません。
- ・許可なく施設、附属設備等を使用することはできません。
- ・許可された利用目的以外に施設、附属設備その他器具備品等を利用することはできません。
- ・許可なく壁、柱等にビラやポスター等を掲示しないでください。
- ・物品の盗難、紛失、駐車場での事故について、当図書館では責任を負いかねます。
- ・館内は全館禁煙です。
- ・許可なく火気を使用すること、危険性を伴う物品を館内に持ち込むことはできません。
- ・館内での飲酒はご遠慮ください。
- ・館内での飲食は、所定の場所をお願いいたします。

出演者等の控室での食事を希望される場合は、事前にご相談ください。

- ・その他、施設の利用については、職員の指示に従ってください。

利用の制限

※以下に該当すると認められた場合、利用を制限させていただく場合がございます。

(守口市立図書館条例 第4条1号～4号に基づく)

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・ 施設、附属設備その他器具備品を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ・ 管理上支障があると認めるとき。
- ・ 守口市教育委員会が不適當と認めるとき。